

## 場面对応型指導事例集

著作権教育  
5分間の使い方

(試作版)

## この資料の使い方の例

この資料の中からそれぞれの先生方が使いやすいと思うページを1ページでも2ページでもコピーして、指導の日誌等にいつもはさんでおき、もし、教室での子どもの活動の場面で思い当たったときに、声かけの際の手持ちメモとして活用してみてください。



コピーOK

この資料のすべてについて、  
自由にコピーして結構です。

## はじめに

この資料は、小学校、中学校及び高等学校において、各教科はもとより様々な教育活動が展開される過程で、児童・生徒が著作権に関することに触れ、他人の権利を尊重することなどについての関心を高め、理解を深めるための「キッカケ」の例を紹介するものです。

著作権を授業等の中で中心的に取り上げるのではなく、子どもたちの活動の中でトピックスのように扱いながら、権利の尊重や文化的所産の大切さについて考えることができるような場面を想定しました。

内容は、それぞれの場面ごとに次の内容で構成されています。

各教科等の学習における児童・生徒の活動場面

教師と児童・生徒との間の問題提起・話題提供（児童・生徒に考えさせたいポイント）

教師のための解説

児童・生徒に対する解説例

なお、本書で紹介した各場面は、小学校、中学校及び高等学校の先生に御提案の協力をいただきながら設定しましたが、これらにとどまらず、各学校の様々な活動を通じた多くの場面で著作権に関することに触れていただければと思います。

特に、総合的な学習の時間においては、児童・生徒が主体的に調べる学習活動が活発に行われることが想定され、著作権法では、そのような活動についてもできるだけ自由に利用できるよう、許諾を得る必要がない範囲が拡大されていますが、文化や権利といった財産を尊重することについては適切に指導していただくようお願いします。

また、さらに著作権に関する基本的な情報が必要になれば、文化庁ホームページに「著作権制度の概要」を解説した記事を掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

## 著作権に関する指導にあたって

本資料に掲げている場面での指導にあたっては、詳細な著作権法の規定などに触れることにこだわらず、児童・生徒の発達段階に応じ、

人がそれぞれの思いを込めて創作した作品を尊重する気持ちをもつようにすること  
隣の席の友達に消しゴムを借りるときのように、他人の作品を使うときには了解を得ることが必要なことに気づかせること

他人が創作した作品を利用するときには、自分の作品が同じように使われたときにどう思うかということを考えてみる

他人の了解を得るということは一種の契約であり、それは社会のルールであることを理解させること

などをねらいとして話しかけてみてください。

また、児童・生徒の状況の把握にあたっては、教師と児童・生徒の間又は児童・生徒同士の対話などを通じて、例えば、

自分のものと他人のものとの区別ができていますか

相手の了解を得る必要がない場合であっても、相手の作品の価値を認めることができていますか

他人の作品を丁寧に扱うことができていますか

芸術的・文化的所産を大切にすることと、権利・義務との関連に気づくことができたか

などの観点から児童・生徒の活動を観察するなどしてください。

これらの観点からみて児童・生徒によりよく身についた点については、話しかけや通知表へのコメント記入など適切な方法で児童・生徒に伝え、著作権についての意識や理解などが一層深まるように働きかけることが大切です。

(小学校高学年、中学校)

場面1 (国語の授業で)

先日実施した校外学習(遠足、修学旅行)で印象に残ったことについて、国語の授業を利用して俳句にしてみることにしました。  
多様な作品が発表されましたが、中にはよく似たものもありました。

A子さんとB夫君は同じ班で歴史公園に行ったんだね。  
俳句はよく似ているけど、A子さんとB夫君はそれぞれ何に感動したの？

【教師のための解説】

俳句や作文は自分の思いをつづったもので、小説や歌詞などと同様に著作物です。  
また、**子どもが作った作品であっても、著作物を創った人には著作権が生まれます。**

A子さんとB夫君の俳句がよく似ているとしても、それぞれの思いに基づく表現であれば独自に創作されたものですから、著作権の侵害にはなりません(どちらかがマネをする意識をもって、無断で多少の改変を加えたような場合には著作権の侵害とされる場合があります。)

他人が気持ちをこめた作品を、よくできているからといって自分の作品であるかのようにマネをすることは、相手の気持ちを傷つけることになることに気づかせましょう。

A子さんとB夫君の俳句はよく似ているけれど、感動したところは違うし、マネをしたんじゃないんだね。  
みんなも自分が感じたことを自分で工夫して表現してみよう。

場面 2 ( 社会科の授業で )

社会科の調べ学習で、地域の環境問題について調べたことを壁新聞にして発表することにしました。

新聞、百科事典、インターネットなどで調べたり、リサイクル施設の人に聞いたりして子どもたちが主体的に取材するよう指導しようとしています。

新聞や百科事典のコピーをしていいのかな？

仕事をしている人に聞いた話を録音したいんだけど…。

インターネットの記事や写真をプリントして壁新聞に貼ってもいいですか？

【教師のための解説】

児童・生徒や教師が授業の過程で使うために、新聞、百科事典、インターネット上の情報をコピー（インターネット上の情報をプリントアウトすることもコピーです。）する場合は、作者（著作権者）の許可を得る必要はありません。

授業の過程以外でも、個人的に学習するためにコピーする場合は作者（著作権者）の許可を得る必要はありません。

なお、これらの学習成果をさらに複製して配布したり、学校ホームページに載せたりする場合は、その時点で個人的に楽しむため、あるいは授業の過程で使うためという目的を超えますので、作者の許可を得ることが必要になります。

新聞記事などをコピーする場合は、本当は作者の了解が必要だけど、みんなの調べ学習のためならそのつど連絡する必要はないんだよ。

だけど、インタビューを録音するときには礼儀として相手に目的を説明しておく方がいいね。

それから、コピーしたことや聞いたことをそのまま壁新聞に貼るのではなく、調べた内容をグループでよく話し合って、自分たちの言葉でまとめよう。

( 小学校高学年、中学校 )

場面 3 ( 社会科の授業で )

社会科の教科書に掲載されている歴史上の人物の肖像画や写真に、めがねをかけさせたりひげを生やしたりしていたずら書きしている子どもがいます。

先生にそっくりだ。

これじゃあ誰だかわからないね。

偉い人も悪そうに見えるちゃうよ。

教科書は大切に使わなくちゃいけないな…。

【教師のための解説】

肖像画や写真も著作物です(ただし、モデルや被写体については、著作権ではなくいわゆる「肖像権」という概念で、人格的利益や財産的利益が保護されます。)。歴史上の人物の肖像や写真の場合、保護期間が過ぎて著作権が消滅している場合も多いと思われます(保護期間は、原則として、作者の死後50年後までです。)

しかし、許可を得なければならない期間が経過した後でも、その作品の作者の意に反した改変をされない権利(同一性保持権=著作者人格権のひとつ)は侵害してはなりません。

子どものいたずら書きですから、罰せられるような違法性はないと考えられますが、他人の作品や作者の権利を尊重する意識や態度を育てるようにしましょう。

自分が描いた絵にいたずら書きされたらどう思う？

場面4 (理科の授業で )

今夜、有名な科学者の発明の苦勞を描いたドキュメンタリー映画がテレビ放映されます。  
理科の題材にも関連するので、できればその番組を見ておくよう、子どもたちに話しました。

先生がビデオに録画して、明日の授業でみんな一緒に見ればいいのに...

あの映画はビデオにもなってるよね。  
ぼく、見たことあるよ。

【教師のための解説】

映画やドラマも著作物ですので、原則として作者に無断でコピー（録画）することはできません。

家庭内で個人的に楽しむためであれば、無断でコピーしてもよいのですが、授業で児童・生徒に見せると、個人的に楽しむ範囲を超えることになります。

授業の過程で使用することを目的として担任教師がコピーをすることも無断でできる場合がありますが、授業に必要な範囲に限られるため、いつでも誰でも利用できるように校内ライブラリー化することや、45分間の授業のために1時間以上の番組全編を録画することまでは、通常認められません。

ビデオ化され、市販されている作品などを複製することについては、授業のためであっても、権利者の利益を害するとされる可能性もあります。

無断でコピーができる場合でも、必要と認められる範囲に限られること、また、担任する教師の授業の過程での使用に限られ反復継続的に使用できないことなどを考慮すると、教育上好ましい作品であって市販のビデオがあるならば、それを購入して授業に使用することがよいでしょう。

映画やドラマの製作には多くの人関わっていることや、ビデオ、放送など様々な方法で自分たちの手元に届くしくみについて考えてみるようにしてください。

明日の授業は、コピー（録画）してみんなで見るのもいいけれど、テレビで見た人が見られなかった人にわかりやすく説明したり、見た人同士で感動したシーンの感想を話し合ったりするような時間もつくるので、楽しみにしていてね。

場面5 (理科の授業で )

春から続けてきた植物の観察日記がひととおり終わろうとしています。  
一人一人いろいろな工夫がされており、子ども同士で比べてみるのも勉強になる  
と思います。

みんな長い間よく観察したね。  
それぞれ見方や感じ方が違っているよ。  
みんなのものを掲示板に貼ってもいいかな？

(この絵、失敗しちゃった  
から、一度うちに持って帰  
って、お兄ちゃんに描き直  
してもらおうかな...。)

ぼくは図鑑の写真をコピー  
して、うちで咲いた花  
と比べたんだ。

この花がどんな地域で咲く  
のかという分布地図をイン  
ターネットで見つけたから、  
その地図を貼っちゃった。

【教師のための解説】

児童・生徒が作成した観察日記も著作物であり、児童・生徒に公表権（未公表のものをたくさんの人に提示してもよいかどうかを決める権利）があります。

先生に提出した観察日記等の課題作品は、その時点では未公表なので、掲示するためには児童・生徒の了解を得る必要があります。

観察日記に図鑑の写真をコピーして貼ることについては、複製に当たりますが、授業の過程で必要なものと考えられるため、写真の作者の許可を得る必要はありません（なお、観察日記の掲示に伴って図鑑の写真的コピーを掲示することになりますが、コピーした物には展示権がありませんので、掲示することについても図鑑の写真的作者の許可を得る必要はありません。）

インターネット上のホームページに掲載されている地図や図表も著作物であり、それをプリントアウトすることは複製に当たります。しかし、この場合についても授業の過程で必要なものと考えられるため、地図の作者の許可を得る必要はありません。

著作物の作者は、氏名表示権（その作品をたくさんの人に見せたりするときに、作者の名前をどう表示するかを決める権利）をもっています。お兄ちゃんが描いた絵を弟が描いたもののように見せることは問題があります。



観察で細かいことに気づいたり、描き方を工夫したり、みんなとてもいい観察日記ができたね。

図鑑やインターネットを調べたらいろんなことがわかったね。

それらを研究して図鑑やインターネットに載せて君たちに教えてくれた人に感謝しようね。

場面6 (音楽の授業で)

3学期のまとめとして、グループ別に生徒の好きな作品を合唱、合奏することになりました。

合奏や合唱を録音して、校内放送で流してもらえないかな？

今ヒットしてるあの曲をアンサンブルで演奏したいんだけど、誰か編曲してくれる？

演奏風景をデジタルビデオで撮って、学校のホームページに載せてもらおうよ。

【教師のための解説】

プロ用の演奏曲を生徒用に編曲することについては、音楽の授業の過程で必要な範囲として、無断で編曲、複製することができます。

この事例の場合、音楽の演奏自体は無断で行えますが、それを録音することまでは無断ではできません。

なお、市販のCDなどを校内放送で流すことについては、校内放送が公衆送信にあたらないため、許可を得る必要はありません。

デジタルビデオでの撮影も音楽の複製になりますので許可が必要です。また、それを学校のサーバーに蓄積してホームページに掲載することについても公衆送信の許可が必要です。

音楽については様々な作品があり多様な方法によって使われるため、多くの権利をまとめて預かる団体があり、できるだけ簡便に許可が得られるような仕組みができています(このような団体については、文化庁ホームページで説明しています。)

今度、音楽の権利を預かっている団体の人の話を聞いてみよう。

場面7(図画・工作の授業で)

図画・工作の作品制作で、壁飾りを作ることにしました。  
図柄は子どもたちにデザインさせようと考えていましたが、人気アニメのキャラクターを描きたいという子どもがいます。

本の絵をそのまま写すんじゃなくて、自分でポーズを考えてドラえものの絵を描きたいんだけど...

お店で買ったミッキーマウスのステッカーを貼りたいんだけど...

【教師のための解説】

アニメのキャラクターも著作物です。日本の作品も外国の作品も同様です。そして、多少形を変えて描いたとしても、それが元のキャラクターと同一性があればコピーと同じこととなりますので、本来は作者(著作権者)の許可を得ることが必要です。

ただし、授業の過程で使うためにコピーする場合は、作者の許可を取る必要はありません。

また、市販のステッカーなどすでに複製されたものをそのまま貼り付けることは著作権法上問題になりません。

人気キャラクターは、その作者が多くの子どもたちに喜んでもらおうと苦労して創ったものだということに気づかせましょう。

好きなキャラクターが自分の身の周りがあると楽しいね。  
それを創ってくれた人のことを考えてみよう。  
キャラクターとその作者の気持ちを大切にしよう。

場面 8 (美術の授業で)

美術の授業において、名画の模写を通じ、絵画の技法を体験させるとともに、絵のテーマとなっている時代背景について考えさせることにしました。

私は葛飾北斎の「富嶽三十六景」の中から選ぼうかな？

僕はアンディ・ウォーホルが描いたミュージシャンの肖像を模写しよう。

私はマリー・ローランサンの画風が好きなので、その雰囲気でもオリジナルの絵を描いてもいいのかしら？

【教師のための解説】

著作権には保護期間が定められており、それを経過すると、コピーなどをする場合でも著作権者の了解を得る必要はなくなります。

通常、作者の死後50年を経過したときに著作権は消滅しますので、ルネッサンス時代の絵画や江戸時代の浮世絵などについては自由に利用できます。

なお、「画風(ペインタッチ)」には権利がありませんので、風の技法で独自の絵を描くことには問題ありません。

なお、肖像画の場合、作者(画家)とは別に被写体の権利が問題となる場合があります。いわゆる「肖像権」について法律上明文の規定はありませんが、財産的・人格的利益を傷つけないよう注意する必要があります。

芸術作品の多くは、過去の文化的財産の模倣から新たな価値を生み出している面があるね。  
先人の遺産を大切にすることを考えてみよう。

場面9 (家庭科の授業で)

家庭科の調理実習で、味、栄養価、盛り付けなどをグループ別に競うことにしました。

オリジナルでもいいけど、料理の本のレシピから選んでもいいよ。

「創作料理」って書いてあるけどマネしてもいいのかな？

【教師のための解説】

料理の本などに書かれている調理方法の解説は著作物であり、その「文章やイラスト、写真の表現」が保護されているので、その表現をコピーなどにより利用する場合には著作権が関係してきますが、その解説に沿って料理を作ることは、著作権とは関係なく、著者の許可を得る必要もありません。

型紙に沿って衣服を作ること、ル・ルブックに従ってゲームをすることなども同様です。

料理の作り方に法律上の権利があると、家庭での三度三度の食事にも誰かの許可をもらうようなことになりかねないので、そのような権利はないんだね。でも、新しいものを創作することの苦労や努力についても考えてみよう。

場面10 (道徳の授業で)

地域の青少年健全育成団体、老人クラブ、福祉ボランティア団体に所属する人をゲスト・ティーチャートして招き、担任が司会者となって、「明るいまちづくり」をテーマにしたクラス・パネルディスカッションを行いました。パネラーからは体験談など有意義な話が聞け、生徒との意見交換も活発に行われました。指導の記録とするため、あらかじめ講師の了解を得てパネルディスカッションの様子をビデオ録画していたのですが、教頭から、PTAの研修会でもそのビデオを教材として上映してはどうかという提案がありました。

こんなにいい話はもっと多くの人にも聞いてほしいものですね。

ぼくも写ってるんでしょ？

録画の了解はあらかじめ取っておいたので、大丈夫かな？

あの話、もう一回聞きたいね。

【教師のための解説】

パネルディスカッションなどでのスピーチや討論なども著作物です。また、質疑応答についても多くは著作物と考えてよいでしょう。

指導の記録とするために事前に録画の許可は得ていても、当初予定していた目的を越え、多くの人に見てもらうならば、改めてそのような利用について許可を得なおすことが必要です（あわせて上映することも伝えておけばよいですが、この事例の場合、録画の許可が得られれば、その上映については許可を得る必要はありません。）。

地域の人たちのいい話は心が温かくなるね。それをさらに広め、分かち合うときに、お互いの気持ちや言葉を、お互いに大切にしようことは、文化や権利を大切にすることになるんだね。

場面 1 1 (特別活動(学校行事)で)

今年の文化祭で、演劇部が木下順二作「夕鶴」を上演しようと考えています。

学校行事のような非営利の催しで、観客から観覧料を取らず、演劇部員に出演料が払われないような場合には、脚本の上演について作者(著作権者)の了解を得る必要はないんだよ。

じゃあ、この際、少しコミカルな平成版のお芝居にアレンジしちゃっていいですか？

【教師のための解説】

非営利・無料・無報酬の三つの要件を満たす場合には、脚本家(脚本の著作権者)から上演の許可を得る必要はありません。

しかし、それは脚本をそのまま演じる場合であって、たとえば悲劇を喜劇に変えるような場合には脚本家の許可を得ることが必要になります。

場合によっては作者の人格を傷つけることにもなりかねないので注意しましょう。

また、脚本を部員の人数分コピーすることについては脚本家(著作権者)の許可を得ることが必要です。

文化祭や音楽発表会で、ブラスバンド部の演奏や各クラスの合唱により音楽の演奏を行う場合にも、脚本の上演と同じように、非営利・無料・無報酬であれば作者から演奏の許可を得る必要はありません。

時代を経ても親しまれるいい作品は作者の思いを考えながら大切にしたいものですね。

場面12 (総合的な学習の時間で)

古くから伝えられている踊り、まちを支えている交通や産業、子どもの遊び、土地の言葉などを題材に、まちの発展・変化の状況を調べ、その結果を地域の人たちに発表することにしました。

市役所で調べた人口、面積、お店の数とかのデータはそのまま使っていいのかな？

保存会の人たちが踊ってくれたのをビデオで撮影したんだけど、みんなに見てもらいたいなあ。

調べたまとめを学校のホームページに載せてもらおうよ。

お話を聞いたときに写した写真をプリントにコピーしてみんなに配っちゃおうかな？

【教師のための解説】

客観的な事実のデータは著作物ではないので、誰かに許可を得る必要はありません。

踊りをビデオに撮った場合、撮影した人がその映像の権利をもつこととなりますので、その人の判断でそのビデオを多くの人に見てもらうことは問題ありません。ただし、他人の著作物がビデオ映像の中に含まれている場合には、その人の許可を得る必要があります。この事例の場合、振り付け(舞踊の著作物)を録画したこととなりますが、昔から伝えられているものであれば権利が消滅している場合もあります。また、踊ってくれた保存会の人にも権利がありますので、みんなに見てもらうために録画することについて許可を得ておきましょう。

地域の人たちに学習成果を見てもらうためにビデオ上映することは、非営利・無料であれば、関係する権利者の許可を得る必要はありません。

調べ学習のまとめを学校のホームページで発表しようとする場合、そのまとめの中に他人の文章やイラスト、写真等が含まれていれば、その作者の許可を得ておく必要があります。

スナップ写真は撮影者に著作権法上の権利がありますが、被写体には明文化された権利がありません。しかし、いわゆる「肖像権」については判例でも認められていますので、それを多くの人に配るときには写っている人の了解も得ておきましょう。



みんなが調べた内容はいろんな方法で発表できるね。

調べたときに協力してくれた人には、成果とその使い方を説明してきちんと感謝の思いを伝えよう。

役立つ資料にはそれを作った人にも感謝しよう。

インターネットは世界中の人が見ることができるので、どんな内容を載せるかについて注意が必要だね。

場面13 (総合的な学習の時間で)

まちの産業を調べるため、工場見学に行き、そこで働いている人に話を聞きました。

また、市役所に行き、農業生産高、漁獲高、商店の数等の産業データが掲載されている年報資料をもらいました。

これらの調査結果を新聞のように編集して、保護者や地域の人たち、取材に協力してくれた人たちに配布しようと考えています。

データは著作物じゃないはずだから、このきれいなグラフをコピーしちゃおうか。

工場で部品の片づけを手伝ったんだけど、お礼の手紙がきたよ。これも載せようよ。

読みやすいようするにはどんなふうに並べたらいいのかな？

年報資料にちょんまげを結っている人の写真があるよ。これは昔のこのまちの様子だね。

【教師のための解説】

データ自体は著作物ではありませんが、それをグラフ化したものは図形の著作物に当たる場合があります。それをコピーする場合、原則として作者の許可が必要ですが、このケースは授業の過程で必要な範囲と考えられますので、許可を得る必要はありません。

工場の人の手紙も著作物です。手紙のようなものを新聞に載せるときには、公表してよいか、複製してよいかの許可を得る必要があります。

ちょんまげを結った人が写っているような古い写真は、保護期間が満了している場合があります(写真の保護期間は作者の死後50年後までですが、以前の法律ではさらに短い期間であったため、既に権利がなくなっているものも多くあります。)

これらの素材を編集した人には、素材の著作権とは別に、編集物の著作権が生まれます。

新聞を作ってみると、写真、グラフ、解説などたくさんの作品が含まれていることがわかるだろう？

取材をする苦労だけでなく、それらをわかりやすく並べたり、必要な情報を選んだりすることにも知恵を使うね。

新聞を作ると君たちも立派な編集者だ。

編集者の人たちは、読者のことや、取材に協力してくれた人、資料として使ったものを作ってくれた人たちのことを考えながら新聞を作っているんだね。

場面14 (夏休みの課題提出で)

今年の夏休みの宿題は、絵日記、読書感想文、水彩画でした。  
旅行や体験的活動など子どもたちの思いがよく表現された作品が提出されました。

みんなの作品はどれもよくできているね。  
作品のうちいくつかを学級だ  
よりに載せて、おうちの人たち  
にも見てもらっていいかな？

きれいに載せてほしいな。

先生、ぼく、失敗しちゃっ  
たんで次の絵にしてほし  
いんだけど...

私の読んだ本をみんなにも  
読んでほしいので、ぜひ載せ  
てください。

絵日記にはお兄ちゃんのこと  
を書いてるから、みんなに  
見られるとまずいなあ。

【教師のための解説】

絵や文章を書いた人には、それをむやみに変更されない権利(同一性保持権)、多くの人に見せるか見せないかを定める権利(公表権)があります。  
夏休みの課題は、長期休業中の学習成果を教師に報告するもので、必ずしも多くの人に見せることは想定されていません。  
したがって、**児童・生徒の作品をプリントに印刷して各家庭に配布する場合には、子どもたちの了解を得ておく必要があります。**

わかった。  
今回は載せてもいいという人の作品  
を載せよう。  
次の学級だよりもあるから、そのと  
きは、いい作品をがんばって書いて  
ね。

場面15 (放送委員会活動で)

児童会の放送委員会が、昼休みの校内放送で新学期から音楽を流すことにしました。

ラジオのディスク・ジョッキー  
みたいでかっこいいね。

リクエストしてもらおうとみ  
んな聞くんじゃないかな？

はやってる曲を毎週  
ベスト10みたいに  
流そうよ。

季節感のある音楽を選  
んだほうがいいんじゃない？

【教師のための解説】

放送局が行う放送については、作者から「公衆送信」の許可を得なければなりませんが、校内放送のように、CDなどを再生する放送室と同一構内の教室で音楽が聞かれるような形態の場合、公衆送信にはあたりませんので、作者の許可を得る必要はありません。

ただし、昼休みの番組用にCDからテープなどに編集することについては、音楽などの複製にあたりますので、作者の許可が必要になります。

楽しい昼休みにするために音楽を流すことは  
いいね。

みんなに紹介したい曲があれば、学校にある  
CDだけでなく、家から持ってきてもいいよ。  
だけど、コピーはだめだよ。

放送委員会では、今度、放送局の人たちがど  
んな仕事をしているか調べてみてもいいね。